

令和7年

年末の交通安全県民運動

実施要綱

令和7年10月23日
福井県交通対策協議会

第1 目 的

本運動は、降雪や路面凍結、交通混雑などの道路交通環境の悪化や飲酒する機会の増加等に伴い、交通事故の増加が懸念される年末を迎えるにあたり、県民一人ひとりが交通ルールへの遵守や正しい交通マナーを励行することにより、交通事故を防止することを目的とする。

第2 期 間

令和7年12月11日(木)から12月20日(土)までの10日間

第3 主 唱

福井県交通対策協議会

第4 スローガン(北陸三県統一)

ゆっくり走ろう 雪のふる里 北陸路



第5 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

第6 統 一 行 動 日

令和7年12月11日(木)

実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

第7 推 進 方 法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織のすみずみまで浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が真に県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を積極的に活用した広報啓発活動により、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。

なお、交通事故の悲惨さ等に関する広報を行う際には、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

第8 運動の重点と取組み

1. 高齢者の交通事故防止（北陸三県統一）
2. 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
3. 雪寒期の交通事故防止



高齢者の交通事故防止(北陸三県統一)

交通死亡事故のうち、高齢者の占める割合が非常に高い。高齢者には交通安全意識の高揚を、一般の運転者には高齢者に対する保護意識の醸成を図り、高齢者が関係する交通事故を防止する。



運転者は

- 運転中は、考え事をしながらの漫然運転やスマートフォン等の操作、車載テレビを見ながらの脇見運転は絶対にせず、『運転に集中』する。
- 高齢運転者標識を表示した車両を見かけたときは、減速、徐行するなど高齢者に配慮した運転を心がける。
- 高齢者をはじめ、歩行者や自転車乗用者を見かけたときは十分な減速を行うとともに、側方を通過する際には十分な間隔を保持する。



高齢運転者は

- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの理解を深めるとともに、加齢等に伴う身体機能の変化を認識し、その能力に応じた運転を心掛ける。
- 自動ブレーキおよびペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS(略称：サポカーS)等の利用を検討する。
- 運転に不安を感じるようになったときは、運転免許の自主返納について検討する。
- 運転免許の自主返納に踏み切れない高齢運転者は、サポートカー限定免許への切り替えや、自らが運転時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける「おろしそば運転(限定運転)」に積極的に取り組む。

運転免許の自主返納



高齢歩行者は

- 道路を横断する際は、横断歩道を渡る、信号は必ず守るなど、自らの安全を守るための交通ルールを遵守する。
- 信号機のない横断歩道を横断する際、運転者に対して手を上げるなどして横断する意思を明確に伝えけるとともに、停止してくれた運転者に対して会釈をする「横断歩道deSTOPペコリン運動」を励行する。また、横断する際は、安全を確認してから横断を始め、横断中も左右の安全を確認する。



家庭・地域・職場では

- 高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行う。
- 交差点等で事故に遭遇するおそれのある高齢者を見かけたときは、安全誘導を行うなど、必要な保護・誘導活動を行う。
- 高齢運転者に対し、運転免許の自主返納、限定運転の呼びかけや高齢免許返納者サポート制度などの各種支援施策、安全運転相談窓口の周知を図る。





夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び 飲酒運転等の根絶



例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時から夜間にかけて重大交通事故が多発しているほか、死亡事故の第1当事者の多くは自動車の運転者で、死亡事故の多くが歩行者の道路横断中に発生している。また、後部座席シートベルトの着用率がいまだ低調であり、さらに、飲酒運転等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が依然として発生している。このため、夕暮れ時と夜間の交通事故防止および飲酒運転等の根絶を推進する。



運転者は

- 夕暮れ時以降は早めにライトを点灯するほか、夜間の「ハイビーム実践運動」やスピードダウンを励行する。
- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用を徹底する。
- チャイルドシートは、乳幼児の体格に合ったものを正しく着用する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても、車両等（自転車を含む）を運転しない。
- いわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為であり、絶対にしない。



歩行者・自転車利用者は

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者が認識しやすいよう明るい服装や反射材用品を着用する。
- ヘルメットを着用する。
- 自転車乗用時は、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の自転車の基本的な通行方法や信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認のほか、飲酒運転、ながらスマホ、無灯火等をしないとといった交通ルール・マナーを遵守する。
- 自転車の安全を確保するため、ブレーキ、タイヤ、尾灯等の定期的な点検整備を行う。
- 自転車事故被害者の救済に資するため、自転車保険等に参加する。未成年の場合は、保護者が加入する。



《自転車保険等》

区 分		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車保険	個人賠償責任保険と傷害保険のセット商品
	自動車保険の特約	自動車保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	火災保険の特約	火災保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
	傷害保険の特約	傷害保険の特約に個人賠償責任保険が付帯
団体保険	会社等の団体保険	団体構成員向け保険に個人賠償責任保険が付帯
	PTAの保険	福井県PTA連合会の「小中学生総合補償制度」や福井県高等学校PTA連合会の「高校生総合補償制度」などに個人賠償責任保険が付帯
共済		全労済、県民共済、CO・OP共済などに個人賠償責任保険が付帯
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに個人賠償責任保険が付帯
TSマーク付帯保険		点検整備された自転車の車体に付帯する保険であり、点検整備から1年間有効



家庭・地域・職場では

- 夕暮れ時は、交通混雑や視認性の低下などの理由から交通事故が発生しやすいことを理解・認識させる交通安全教育等を推進する。
- こどもや高齢者が外出する際には、交通ルールの遵守や反射材用品の利用について声かけを行う。
- 高速乗合バス、貸し切りバスおよびタクシー等の事業者は、全ての座席におけるシートベルトの着用を徹底するための広報啓発を強化する。
- 飲食店等における運転者への酒類提供の禁止や、飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用の働きかけ、ハンドルキーパー運動を推進する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性について、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発等を通じて意識改革を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事務所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。
- 自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を行う。
- 保護者は監護する児童等（中学生以下）が自転車を利用する際は、ヘルメットを着用させる。
- 高齢者がいる家族は、高齢者の自転車利用に際し、ヘルメットの着用や夜間の利用を控える等の声かけを行う。
- 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険証書等の直接的な確認等により、自転車保険等に参加していることを確認する。
- 事業者は、事業で利用する自転車について、定期的に点検および整備を行う。
- 自転車貸付事業者は、レンタル用の自転車に関し、自転車保険等に参加する。

ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などに行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動



雪寒期の交通事故防止

道路条件に応じた適正な運転操作に心がけ、スリップ事故など冬場特有の事故の防止を図る。



運転者は

- 自動車やタイヤの性能を過信せず、凍結時や積雪時にはスリップする危険があることを十分理解してスロードライブを徹底するほか、急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどを避け、十分な車間距離を確保する。
- 視界が悪い時は、徐行して前方をよく見るとともに、早めのライト点灯を実施する。
- 車上の積雪が走行時に飛散または落下により交通の危険をおよぼすおそれがある場合は、除雪を行う。



家庭・地域・職場では

- 凍結・積雪に備え、早めに冬用タイヤに交換するよう呼びかける。
- 天候と路面状況に応じた安全速度での運転を呼びかける。
- 凍結時、積雪時はスリップする危険があることを話し合い、安全速度の徹底や早めのライト点灯等に関する「声かけ」を行う。